

## <親子関係不存在確認調停を申し立てる方へ>

### 1 概要

何らかの事情により実の父又は母ではない人の子として戸籍が作られている場合などに、親子関係の不存在を確認するためには、本手続によることになります。

この調停において、当事者双方の間で、親子関係の不存在の合意ができ、家庭裁判所が必要な事実の調査等を行った上でその合意が正当であると認めれば、合意に従った審判がされます。

**【母が「無戸籍」状態の子について(元)夫を父としない戸籍の記載を求める場合】**

**【子が法的な手続ができるようになった段階で母の(元)夫を父としない戸籍の記載を求める場合】**

婚姻中に生まれた子は、夫の子と推定されます。離婚後300日以内に生まれた子は、原則として元夫の子と推定されますが、例外的にその出生の時までに母が再婚した場合は、再婚後の夫の子と推定され、出生届を提出すると再婚後の夫の子とする戸籍が作られます(※)。母が再婚していない場合は、仮に他の男性との間に生まれた子であっても、出生届を提出すると元夫の子とする戸籍が作られます。この場合において、元夫と子との親子関係を否定するには、原則として、嫡出否認の手続によることになります。

※ 令和6年4月1日以降の出生に限られます。同日より前の出生の場合は、その出生の時までに母が再婚したときであっても、離婚後300日以内に出生した子は元夫の子と推定されます。

しかし、婚姻中又は離婚後300日以内に生まれた子であっても、(元)夫が長期の海外出張、受刑、別居等で子の母と性的交渉がなかった場合など、母が(元)夫の子を妊娠する可能性がないことが客観的に明白であり、(元)夫の子であるとの推定を受けないものと判断される場合には、(元)夫を相手として親子関係不存在確認調停の申立てをすることができます(このような場合、子の実の父を相手として認知調停を申し立てる方法もあり、どちらかの手続を先にしなければならないということはありません)。

### 2 申立人

- ・子
- ・父
- ・母
- ・親子関係について直接身分上利害関係を有する第三者(身分関係の当事者双方を相手方とする必要があります。身分関係の当事者の一方が死亡している場合には、合意に相当する審判をすることはできません。)

### 3 申立てに必要な費用

- 収入印紙・・・1200 円分
- 連絡用の郵便切手・・・500 円×4 枚、180 円×2 枚、110 円×10 枚、10 円×10 枚  
合計 3560 円分

### 4 申立てに必要な書類

- 申立書3通  
→ 申立書は、法律の定めにより相手方に送付しますので、裁判所用、相手方用、申立人用の控えの3通を作成してください。

- 送達場所等（□変更）届出書 1 通
- 進行に関する照会回答書 1 通
- 子の戸籍謄本（全部事項証明書）（出生届未了の場合、子の出生証明書写し及び母の戸籍謄本（全部事項証明書））
- 子との間に親子関係がないと考えられる親の戸籍謄本（全部事項証明書）
- （利害関係人からの申立ての場合）利害関係を証する資料（親族の場合、戸籍謄本（全部事項証明書）等）
- ※ 戸籍謄本等は、3 か月以内に発行されたものを提出してください。
- ※ 同じ書類は、1 通で足りません。
- ※ 仮に、申立て前に入手が不可能な戸籍がある場合は、その戸籍を申立て後に追加提出することでも差し支えありません。
- ※ 審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。

## 5 調停手続で必要な書類等の提出方法等

- ・ 調停では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出していただくことがあります。調停委員会の指示に従って提出してください。
  - ※ **マイナンバーが記載されていないことを必ず確認してください。マイナンバーが記載されている場合は記載のないものを改めて取り寄せて提出するか、数字部分を隠して写しを作成し、写しを提出してください。**
- ・ 書類等を提出する場合には、裁判所用及び相手方用としてコピー 2 通を提出するとともに、調停期日には申立人（あなた）用の控えを持参するようお願いします。
- ・ 書類等の中に相手方に知られたくない情報がある場合で、家庭裁判所が見る必要がないと思われる部分（住所秘匿の場合の源泉徴収票上の住所等）は、マスキング（黒塗り）をしてください。（裁判所用及び相手方用のコピー 2 通全て同様に作成してください。）
- ・ マスキングができない書面については、「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記載し、その申出書の下に当該書面を付けて一体として提出してください。この申出書を参考に、裁判官が、相手方の閲覧・謄写（コピー）申請を認めるかどうか判断します。

## 6 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

申立人の提出した申立書については、法律の定めにより相手方に送付されます。それ以外に調停手続中に一方の当事者が提出した書類等については、他方の当事者は、閲覧・謄写の申請をすることができます。この申請に対しては、法律の定める閲覧・謄写の除外事由に当たらない限り、閲覧・謄写の申請をすれば必ず許可されることとなります。

## 7 申立先

相手方の住所地を管轄する家庭裁判所となります（ただし、相手方との間で、担当する家庭裁判所について合意ができており、申立書と共に管轄合意書を提出していただいたときには、その家庭裁判所でも対応することができます。）。

## 8 調停の進め方

調停の流れは次の図のとおりです。調停は平日に行われ、1 回の時間はおおむね 2 時間程度です。それぞれ別々の待合室でお待ちいただいた上で、同時又は交互に調停室に入っていただきます。調停委員会が中立の立場で、双方のお話をお聞きしながら話し合いを進めていきます。親子関

係の存否を明らかにするために、鑑定を行う場合があります。その場合には、原則として申立人が鑑定に要する費用を負担することになります。

また、調停期日の開始時と終了時に、双方当事者ご本人に同時に調停室に入ってください、調停の手續、進行予定や次回までの課題等に関する説明を行うこともありますので、同席に支障がある場合には、「進行に関する照会回答書」にその具体的な事実を記載してください。

